平成２６年（フ）第１８６号
千葉県四街道市栗山233番地14
破産者　鈴木　　久
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第５号
富山県魚津市持光寺588番地
破産者　株式会社わたなべ
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第２１８号
岡山県井原市芳井町吉井1401番地
破産者　芳井殖産株式会社
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
岡山県倉敷市神田２丁目６番34号
破産者　シンコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
岡山県倉敷市栗坂135番地の１
破産者　有限会社嘉山
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第９９３号
広島市佐伯区八幡５丁目12番18号
破産者　五日市運送株式会社
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６８号
広島市安佐南区大町東１丁目２番22号
破産者　有限会社ショパン
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５号
鹿児島県志布志市志布志町志布志959番地
破産者　有限会社清水建設
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
北海道帯広市川西町基線42番地１
破産者　株式会社オビショク
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
石川県小松市今江町９丁目618番地
破産者　新和電子株式会社
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３１８号
静岡県浜松市浜北区竜南380番地の２
破産者　有限会社鎌田工業
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
三重県伊勢市村松町1770番地２
破産者　田端　敏子
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第３２号
三重県松阪市久保町1846番地59　ロイヤルゆき106号、前住所三重県松阪市垣内田町123番地
破産者　長谷川和利
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第９７号
香川県高松市古新町10番地11
破産者　株式会社ＳＵＩＴＥ
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７１号
香川県高松市東山崎町183番地１
破産者　株式会社Ｐｅａｃｅ　Ｗａｌｋｅｒ
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第５３号
長崎県佐世保市天神２丁目269番地10、前住所長崎県佐世保市天神２丁目21番６号
破産者　前川　隆子
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１９２７号
札幌市手稲区前田４条10丁目３番22号
破産者　有限会社丸輝日海興産
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９４７号
札幌市中央区旭ヶ丘２丁目３番１号
破産者　株式会社札幌明正堂
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５０６号
東京都品川区二葉４丁目17番４号
破産者　タクミ工業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８３０号
大阪府吹田市江の木町32番14号
破産者　株式会社ジェイアンドピー
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７０号
北海道枝幸郡浜頓別町智福１丁目24番地
破産者　宮脇産業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部